

乳幼児の誤飲防止のための安全な玩具の設計、製造及び販売への取組について

平成 30 年 5 月 30 日

消費者安全調査委員会報告では、玩具関係事業者は、安全な玩具の設計、製造及び販売の取組みとして、次の事項が求められている。

3 才未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、「小部品」の試験に加えて「小球」の試験も実施するなど様々な試験方法を併用する。

対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても（例えば、3 才以上を対象とした玩具であっても）、

小部品に分解されることも想定した設計を行う、

万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開ける

など、更なる安全性の検討を行うこと。

上記を踏まえ、当協会は、ST 基準・ST マーク制度において、次の対応を行う。

1. 「小球」（投げる、打つ、蹴る、転がす、落とす又は弾ませるように設計されたか意図された球形、卵形又は楕円形のもの）については、用途を「投げる」等に限定せず、それ以外の用途も広く含むよう、**ST 基準を改定する。（下線部を追加）**

ST 基準改定案（ST 基準第 1 部 3.21 項）

3.21 球（ボール）

「通常、投げる、打つ、蹴る、転がす、落とす又は弾ませるように設計されたか、意図された（必ずしもそうでないものもある。）、球形、卵形又は楕円形の物体」

（注）「球」は、「4.5.2 小球」の要求事項・試験の対象となる。

（施行日）

改定は、平成 30 年 5 月 30 日付。

なお、ST マーク制度での実施については、平成 31 年 1 月 1 日以降に ST 検査申請のあった商品から適用する。

2. 3才未満対象の玩具の安全な製品の設計、製造及び販売への自発的取組みの推奨

3才未満対象の玩具の誤飲・誤嚥の防止対策として、多くの玩具メーカーでは、ST基準の安全要求事項に加えて、自主的な取組を行っている。
具体的には下記のような例がある。
こうした例を参考に、玩具メーカーにおいて自発的な取組を進めることを推奨する。

【玩具メーカーの自発的な取組の例】

(3才未満対象の玩具)

- ・小部品に関する試験では、小部品シリンダー試験器の他に、自主的に誤飲チェッカーも併用している。
- ・対象年齢18ヶ月を超える製品にも、18ヶ月未満の落下試験の基準を適用している。
- ・半球形の形状の物についても、「小球」の試験を実施する。
- ・ぶつけて部品がばらばらになってしまうと意味がないので、単に小部品に関する製品試験のみでなく、付随してどのような事故が起きるかを想定して設計を行い、また、独自の製品試験を行う。

(3才以上対象の玩具)

- ・対象年齢に関わらず、小部品に関する製品試験で確認を行い、年齢及び活用状況に応じた対策を実施している。
- ・ST基準だけでなく、独自の基準を設け、例えば、対象年齢3才以上の商品でも、直径(φ)10mm以上の小部品にはφ3mmの穴を開けたり、形状をデコボコにしたりして、万一誤飲しても、気道を確保しやすいようにしている。
- ・可能な限り大きな穴を多方向に開ける。
- ・食物を模したママゴト玩具(対象年齢3才以上)については、小部品に関する製品試験だけでなく18ヶ月未満の玩具に適用される製品試験を実施している。